

建築確認申請必要書類

申請書、概要書、工事届、委任状の個別入力手間を省いた入力支援連動式タイプを用意しております。

書類名称		必要部数	
		4号建築物	左記以外
1	審査受付票	1	1
2	現地調査票	1	1
3	確認申請書	2+(1)	2+(1) 【※1】
4	委任状	2	2
5	建築計画概要書	1	1
6	建築工事届 (用途変更申請時は除く)	1	1
7	意匠設計図書	2+(1)	2+(1) 【※1】
8	設備設計図書【※2】 【※3】	-	2+(1) 【※1】
9	建築設備標準図(3階建、一戸建ての住宅、長屋) 【※4】	-	2+(1) 【※1】
10	建築設備特記仕様書(特殊建築物) 【※5】	-	2+(1) 【※1】
11	構造設計図書【※2】	-	2
12	構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書【※6】	-	2
13	構造計算書【※2】	-	2
14	許可認定一覧表	-	2
15	崖(がけ)・擁壁(ようへき)調査票 (条例による対象高さ)	2	2
16	工場調書 (対象用途：工場、作業場等)	2	2
17	建築物バリアフリー条例チェックシート (対象建築物)	2	2
18	既存不適格調書 (増築、用途変更に限る)	2	2

必要部数中の(1)は消防同意中の構造審査の際に意匠図、設備図の控えを1部お願い致します

※1 所管する消防署により特定書類(頭紙)や消防用設計図書(申請書、意匠図、設備図)が必要になります。

所轄の消防署のホームページを参照ください。(例：横浜市、川崎市)

※2 図書作成と構造一級と設備一級の法適合確認をおこなった設計者がいる場合、両名の記名捺印が必要です。

※3 シックハウス対策書式も用意してあります。形式は決まっていますので自由書式でも可能です。

※4 小規模建築物専用(一戸建ての住宅、長屋、3階以下)の、建築設備標準図を用意してあります。(ホームページ参照)

※5 特殊建築物等は、建築設備特記事項(共通)を添付ください。(ホームページ参照)

※6 安全証明書は、許容応力度計算の際に、添付ください。(構造一級建築士の関与が義務付の建築物は除く)

確認事項

- 各地方公共団体の条例等により建築確認申請前の必要な手続きに留意ください。(例：府中市、武蔵野市)
- 建築確認の申請前に各種許可、認定を取得した場合、写しを添付ください。(現地調査票右端参照)